平成19年9月21日 告示第174号 改正 平成21年7月9日告示第141号 平成22年5月27日告示第112号 平成22年10月1日告示第170号 平成22年4月1日告示第60号 平成27年9月25日告示第196号 平成30年3月19日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市が発注する建設工事において、入札者から性能、機能又は技術等(以下「性能等」という。)に関する提案(以下「技術提案」という。)を募集し、民間の技術を積極的に活用し、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共事業の質を高めることを目的に、入札時に工事価格及び技術提案をもって申し込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の範囲)

- 第2条 総合評価落札方式の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 総合的なコストに関する事項 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - (2) 工事目的物の性能及び機能に関する事項 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差 異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能及び機能に相当程度の差異 が生ずると認められる工事
 - (3) 社会的要請に関する事項 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - (4) その他 前3号に掲げる工事以外に、市長が、総合評価落札方式により執行することが適当であると認める工事

(総合評価落札方式の型式)

- 第3条 総合評価落札方式の型式は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。
 - (1) 標準型 高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の小さい工事以外の工事について、 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化(数値方式)又 は定性的に表示(判定方式又は順位方式)することにより、性能等と入札価格とを総合的に評価 する。
 - (2) 高度技術提案型 高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、高度な技術提案(歩掛、単価を含む)を活用して、性能等と入札価格とを総合的に評価する。
 - (3) 簡易型 技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事 成績等に基づき性能等と入札価格とを総合的に評価する。
 - (4) 特別簡易型 技術的な工夫の小さい一般的な工事で、同種工事の経験、工事成績等、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価する。

(型式等の指定)

- 第4条 市長は、第2条に該当する工事の施工にあたり、桑名市入札参加資格審査会規程(平成16年 桑名市訓令第46号)第2条に規定する桑名市入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)の意 見具申を受け、総合評価落札方式の型式及び入札方法等の指定を行うものとする。
- 2 市長は、前項で指定した工事の入札までの執行に関し、次条に規定する総合評価落札方式技術審 査委員会(以下「技術審査委員会」という。)の調査、審議を経て、審査会の意見具申を受け、決 定するものとする。

(総合評価落札方式技術審査委員会)

- 第5条 審査会の長は、技術審査委員会を設置するものとする。
- 2 技術審査委員会は、委員 5 人以内で組織し、その主たる構成は別表を参考に対象工事の規模及び 内容により工事ごとに設置するものとする。
- 3 技術審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議し、及び審査会に報告するものとする。
 - (1) 総合評価にかかる技術提案の要求要件及び技術提案の範囲の決定
 - (2) 総合評価にかかる評価項目及び評価基準の決定
 - (3) 提出された技術資料の審査及び評価
- 4 技術審査委員会は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項に基づき、 あらかじめ、次の各号に掲げる事項について学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、専門工 事等において特殊な技術提案を求めて評価するなどの場合は、別途学識経験者の意見を聴くことを 妨げない。
 - (1) 総合評価落札方式を行おうとするとき。
 - (2) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- 5 前項の学識経験者が同項第2号の基準により落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者 の意見を聴く必要があるとの意見を述べた場合は、あらかじめ、学識経験者の意見を聴いたうえで 落札者を決定するものとする。
- 6 前項の学識経験者への意見の聴き取りは、当分の間、三重県が設置する三重県公共工事総合評価 意見聴取会における意見聴取をもって、これに代えることができるものとする。

(公告又は入札説明書)

- 第6条 市長は、総合評価落札方式による入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項を公告又は入札 説明書において明らかにするものとする。
 - (1) 当該工事が、総合評価落札方式であること。
 - (2) 技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく技術資料を提出すること。
 - (3) 前号の技術提案が適正と認められない場合であっても、当該技術提案に代えて標準案に基づき施工する意思がある場合は、標準案に基づく技術資料を併せて提出すること。
 - (4) 標準案に基づく技術資料を提出しなければ入札参加意思が無いものとして取り扱うこと。
 - (5) 技術提案等の採否を通知すること。
 - (6) 技術資料作成説明会を実施すること(技術資料作成説明会を開催する場合)。
 - (7) 資料のヒアリングを実施すること(資料のヒアリングを実施する場合)。
 - (8) 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件並びに評価項目及び評価基準
 - (9) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (10) 入札参加者は、技術提案等が適正と認められなかった理由に対して、説明を求めることができること。
 - (11) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する 提案については、この限りではないこと。
 - (12) 受注者の行った技術提案が採用された場合であっても、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではないこと。
 - (13) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、必要に応じ、契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことがあるとともに、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準(平成18年桑名市告示第159号)に基づき指名停止等の措置を講じることがあること。
 - (14) その他総合評価落札方式による入札に参加するに当たり必要な事項 (入札参加及び技術資料の提出)
- 第7条 入札参加及び技術資料の提出に係る手続は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。
 - (1) 入札に参加しようとする場合、次の技術資料を公告において定める提出期限までに提出するものとする。ただし、標準案に基づき施工する意思がある場合、標準案に基づく技術資料を提出しなければ入札参加意思が無いものとして取り扱うものとする。
 - ア 技術資料届出書(様式第1号)
 - イ 技術提案書(様式第2号)

- ウ 工事工程表 (様式第3号)
- 工 評価対象工事施工実績届出書(様式第4号)
- 才 配置技術者評価対象工事施工経験届出書(様式第5号)
- カ その他公告又は入札説明書で提出を求める書類
- (2) 技術資料の返却は行わないものとする。
- (3) 技術資料提出後における内容の追加、変更又は書類の差替えは認めないものとする。ただし、ヒアリングにより再提出又は追加資料を求められた場合は、この限りでない。

(技術資料作成説明会の開催及び提出資料のヒアリング)

第8条 審査会の長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会の開催及び提出資料に関するヒアリングについて、技術審査委員会の長に実施させることができるものとする。

(技術資料の審査)

- 第9条 審査会の長は、入札参加者から提出された技術資料について、技術審査委員会による審査及 び審査会の審議を経て、採否を決定するものとする。
- 2 技術提案に基づく技術資料の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済 性等を、標準案に基づく技術資料の審査に当たっては、施工の確実性及び安全性を評価するものと する。ただし、建設業者が技術提案及び標準案に基づく技術資料を併せて提出した場合において、 技術提案に基づく技術資料が適正であると認められるときは、標準案に基づく技術資料の審査は行 わないものとする。

(技術提案等の採否通知)

- 第10条 技術提案等の採否については、総合評価落札方式技術提案等採否通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 2 技術提案等が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(市役所の閉庁日を除く 執務時間中)に、総合評価落札方式技術提案等採否結果照会(様式第7号)により、その理由の説 明を求めることができるものとする。
- 4 前項の説明を求められた場合、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内(市役所の閉庁日を除く。)に、総合評価方式技術提案等採否結果照会に対する回答(様式第8号)により回答するものとする。

(総合評価の方法)

- 第11条 総合評価の方法は、次のいずれかの方式によるものとする。
 - (1) 除算方式 標準点と各評価項目に対し与えられた得点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって総合的に評価する方式
 - (2) 加算方式 各評価項目に対し与えられた得点の合計に当該入札参加者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値をもって総合的に評価する方式

(失格基準の設定)

- 第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者の当該入札価格によって契約 内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札は失格とする。 (落札者の決定)
- 第13条 落札者の決定については、次の各号に該当する者のうち、第11条により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格審査の結果、入札参加資格要件を全て満たしていることが確認されたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 入札価格が予定価格の範囲内で失格基準価格以上にあること。
 - (2) 性能等について、入札公告又は入札説明書で示した最低限の要求要件を全て満たしていること。
 - (3) 総合評価の方法を除算方式とする場合にあっては、評価値が予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を、予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- 2 落札候補者となるべき者が複数ある場合、桑名市郵便入札取扱要綱(平成16年桑名市告示第21号) 第10条の規定により、くじを引き、落札候補者の順位を決定する。

- 3 第1位落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者 のした入札を失格とし、次に高い評価を得た落札候補者から適格者が現れるまで順次審査を行うも のとし、その過程において、評価値が同じ者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所におい てくじを引き、落札候補者の順位を決定する。この場合において、代理人がくじを引く場合、委任 状を提出しなければならない。
- 4 前項において、くじを引くべき入札参加者が指定した日時に参加できない場合は、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとする。

(審査結果の公開と疑義照会)

- 第14条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を公開しなければならない。
 - (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の技術評価点
 - (4) 各入札参加者の評価値
- 2 入札参加者は、前項の規定により公開された評価値等について疑義がある場合は、総合評価落札 方式審査結果照会(様式第9号)により疑義の照会をすることができる。
- 3 前項の規定により照会があった場合、審査結果照会に対する回答(様式第10号)により、その結果を当該入札参加者に、速やかに回答するものとする。

(提案内容の保護)

第15条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(責任の所在とペナルティ)

- 第16条 受注者の行った技術提案が採用された場合であっても、設計図書において施工方法等を指定 しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されないものとする。
- 2 工事目的物について、性能等の提案内容が満たされない場合は、標準案以上のものであっても、 受注者は、再度の施工義務を負うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に関わらず、評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない と認められる場合、必要に応じ、契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことができるものとする。 この場合において、指名停止等の措置を講じることを妨げない。
- 4 入札参加者が提出した書類に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約を行わず、又は契約を解除するとともに、必要に応じ、指名停止等の措置を講じるものとする。 (その他)
- 第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成19年9月21日から施行する。

附 則(平成21年7月9日告示第141号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年5月27日告示第112号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年10月1日告示第170号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月25日告示第196号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日告示第66号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

役職	構成

委員長	部長級又は課長級
副委員長	課長級
委員	課長級又は係長級

- 備考1 上記構成を参考に対象工事の規模及び内容により、工事ごとに設置するものとする。
- 備考2 委員の選定に当たっては、他分野から技術力を確保することが望ましいことから、事業担当分野に限定せず、事業担当課以外の職員も含め、選出することとする。
- 備考3 委員会の設置に当たっては、必要に応じ他機関からの委員参加協力等を求めることができる。

年 月 日

技術資料届出書

(宛先)桑名市長

住 所 商号又は名称 代表者氏名

下記工事に係る技術資料を提出します。 なお、下記に記載した事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

公告番号	第	号	
工 事 名			

実績等	の有無	技術資料
		様式第2号
		様式第3号
有	無	様式第4号
有	無	様式第5号
	有	

※ 様式第2号、第3号以外は、実績等が有る場合のみ資料を添付してください。

担当者氏名				
電話番号	()	_	

技術提案書

	(工事名:)
	(業者名:)
課 題 工程管理 周辺環境 特記課題		
【提案内容等】		
【具体的な検証方法】		

※ 工程管理の提案に際しては、工事工程表(様式第3号)に具体的な工程を記載してください。

工事工程表

								(工事: (業者:	8 : 8 :)
項目	単 位	数量	Я	月	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	J
												П
												П
												П
												П
												П
												П
												П
												П

評価対象工事施工実績届出書

	(工事名:)
	(業者名:)
工事名		
工事場所		
発注者名		
契約金額		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
受注形態	□ 単独 □ 共同企業体(出資比率 %)	
工事概要等		

⁽注) 上記工事について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)を添付すること。

配置技術者評価対象工事施工経験届出書

							(工事名)
							(業者名)
1 🛮	记置打	支術者									
区		主任技術者	ふり	がな			 				
分		監理技術者	氏	名							
2	平価タ	対象工事施工総	圣験								
	工	事 名									
	工	事場所									
	発	注者名									
	契	約 金 額									
	エ	期			年	月	∃ ~	年	月	日	
	受	注形態		単独			共同企業	美体(出 資	比率	%)	
	担	当区分		主任技	技術者		監理技術	行者			
	I	事概要等									

- 注1) 上記工事について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)を添付すること。
- 注2) 上記で記載した技術者は、契約時に変更できません。

 第
 号

 年
 月

 日

総合評価落札方式技術提案等採否通知書

様

桑 名 市 長 (公印省略)

年 月 日付で提出のありました技術提案等に対する審査結果を下記のとおり通知します。

公告番号	第	号	
工 事 名			
審査結果	採用	/ 不採用	
不採用理由			
備考			

総合評価落札方式技術提案等採否結果照会

(宛先)桑名市長

住	所			
商号又は	名称			
代表者日	毛名			
雷	孟壬	()	

年 月 日付で通知のありました総合評価落札方式技術提案等採否結果について、下記のとおり照会します。

公告番号	第	号
工 事 名		
照 会 內 容		

 第
 号

 年
 月

 日

総合評価落札方式技術提案等採否結果照会に対する回答

様

桑 名 市 長 (公印省略)

年 月 日付で照会のありました総合評価方式技術提案等採否結果について、下記のとおり回答します。

公告番号	第	号	
工 事 名			
回答内容			

総合評価落札方式審査結果照会

(宛先)桑名市長

 住
 所

 商号又は名称
 代表者氏名

 電
 話() ー

下記工事に関する審査結果について照会します。

公告番号	第	号	
工 事 名			
照会内容			

 第
 号

 年
 月
 日

審査結果照会に対する回答

様

桑 名 市 長 (公印省略)

年 月 日付で照会のありました下記工事に関する審査結果について回答 します。

公告番号	第	号	
工 事 名			
回答内容			